

7 豊教保第 117 号
令和 7 年 6 月 25 日

豊橋市立小中学校長 様
豊橋市立くすのき特別支援学校長 様

豊橋市教育委員会
教育長 原田 憲一

「ラーニングの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日の変更について（依頼）

現在、「ラーニングの日」取得の 5 授業日前までに保護者より学校へ連絡がある場合は、学校給食を停止できるものとしています。

しかし、これに伴う事務負担が大きいと様々な場で意見が出ていることから、「ラーニングの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日について、下記のとおり変更しますので、学校内での周知及び別紙保護者あて通知を発出していただくようお願いします。

記

1 変更時期について

令和 7 年 9 月の「ラーニングの日」取得分から

2 変更内容について

「ラーニングの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日の変更

変更後 (4月)	保護者→学校	「ラーニングの日」取得の <u>10授業日前</u> まで
	学校→給食センター	給食提供日の <u>5授業日前</u> の午前 11 時まで
変更後 (4月以外)	保護者→学校	「ラーニングの日」取得の <u>前月 15 日</u> まで
	学校→給食センター	給食提供日の <u>5授業日前</u> の午前 11 時まで
変更前	保護者→学校	「ラーニングの日」取得の <u>5授業日前</u> まで
	学校→給食センター	給食提供日の <u>2授業日前</u> の午前 11 時まで

例	「ラーニングの日」取得日	届出期日	考え方
	令和 8 年 4 月 27 日 (月)	令和 8 年 4 月 13 日 (月)	10 授業日前まで
	令和 7 年 9 月 22 日 (月)	令和 7 年 8 月 15 日 (金)	前月 15 日まで

3 変更理由について

- ・「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食停止に係る事務負担軽減のため
- ・現行の食数報告期日では、学校給食物資がキャンセルできない場合があるため

4 その他

- ・期日を過ぎた場合は、「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食の停止はできません。
- ・学校給食の停止を伴わない「ラーケーションの日」取得に係る届出期日については変更ありません。

問い合わせ (ラーケーションについて) 学校教育課 豊田 51-2826
(学校給食の停止について) 保健給食課 鈴木 51-2258